

## 第2節 国内情勢

### 1. 科学技術振興施策

#### (1) 科学技術基本法の成立

科学技術基本法は、議員立法として1995年11月8日に成立した。もともと、同名の法案が1968年の第58回国会において、科学技術振興に関する諸般の施策を長期的な観点から計画的・総合的に講じていくことを目的として、閣法として国会に提出されたものの、審議未了で廃案となった経緯がある。その後、我が国の経済システムがキャッチアップ型からフロントランナー型へと変化し、我が国独自の研究開発を行う重要性が増したことから、新たな科学技術基本法の制定の社会的土壌が醸成され、再度の法案化が図られた。

その後、法文化作業が進められ、1995年の臨時国会において、10月27日、「科学技術基本法案」が国会に提出され、衆議院・参議院共に全会一致で可決され、提出から10日で法案成立となった。なお、衆議院・参議院の双方において、科学技術基本計画は10年程度を見通した5年間の計画とすることなどが附帯決議として付された。

科学技術基本法は、我が国が「科学技術創造立国」を実現するための基本的枠組みを規定するものであり、科学技術振興の方針や、国・地方公共団体等の責務を規定するほか、以下に詳述するとおり、科学技術振興施策を総合的・計画的に進めるために、科学技術基本計画を定めること等が規定されている。

#### (2) 科学技術基本計画の策定

科学技術基本法第9条では、政府が科学技術基本計画を策定しなければならないこと、また、策定に当たり科学技術会議（後に総合科学技術会議）の議を経なければならないこととされている。そのため、1995年11月29日、内閣総理大臣から科学技術会議に対し、科学技術基本計画を策定するよう諮問がなされた。これを受け、半年間、科学技術会議で審議が行われ、1996年6月24日に答申が出され、同年7月2日には当該内容が閣議決定された。

第1期科学技術基本計画の重点事項は、「政府研究開発投資を対GDP比率で欧米主要国並に引き上げるとの考え方のもと、1996年度から2000年度までの科学技術関係経費の総額の規模を約17兆円とすることが必要」として、5か年の政府研究開発投資の目標が記載されたことや、国立試験研究機関に任期付き任用制度を導入すること、公募による競争的資金の大幅な拡充をすること、若手研究者の活躍の機会を増やすため、ポスト・ドクターを2000年度までに1万人にすることなどであった。

第2期科学技術基本計画の策定に先立ち、1998年の秋、第1期科学技術基本計画の計画期間のちょうど中間時点で第1期のフォローアップが実施された。その結果、若手研究者の活躍の機会が増えるなど、一定の成果が見られていることが確認された。一方、大学の施設の老朽化に歯止めがかからず、任期付き任用制度も我が国の雇用慣習から受け入れられにくいなどの問題が明らかになった。さらに、ポスト・ドクターを1万人にする数値目標は達成されたが、1人1人のキャリアパスが確立されていないなど新たな課題が浮かび

上がった。

第2期科学技術基本計画の策定は、2000年3月に内閣総理大臣から科学技術会議へ諮問がなされたことを契機として、科学技術会議の総合計画部会において審議が進められた。検討に当たっては、特に、科学技術創造立国の目指す姿を明確にすることを目的として、①知の創造と活用により世界に貢献できる国、②国際競争力があり持続的発展ができる国、③安心・安全で質の高い生活のできる国、の3つを、目指すべき国の姿として集約した。2001年1月6日に発足した総合科学技術会議は、科学技術会議の答申をベースとして、同年4月1日にスタートする計画の閣議決定に向けた検討を行った。特に総合科学技術会議は、自然科学に加えて人文・社会科学分野も検討対象に含むことから、第2期科学技術基本計画には、科学技術と人間・社会の関係を俯瞰的・統合的に見る必要性が盛り込まれた。第2期科学技術基本計画は2001年3月30日に閣議決定された。

第2期科学技術基本計画のフォローアップとして、2001年度から3年間に実施された施策の実施状況を調査した「科学技術基本計画（平成13-17年度）に基づく科学技術政策の進捗状況」が、2004年5月26日にまとめられた。このフォローアップでは、政府の科学技術関係予算の総額や、重点分野（ライフサイエンス、ナノテクノロジー・材料、情報通信、環境）に対する予算の重点化の状況について定量的な確認を行った。一方、人材の流動化（任期付任用の割合や、外国人研究者・女性研究者の割合）が低いことが確認された。

第3期科学技術基本計画に向けた検討は、2004年12月27日に開催された第42回総合科学技術会議で、内閣総理大臣から総合科学技術会議に対し、「科学技術に関する基本政策について」が諮問され、開始された。総合科学技術会議で約1年間、検討が進められ、2005年12月27日の第51回総合科学技術会議で答申が発表され、この答申の内容を基に、第3期科学技術基本計画が2006年3月28日に閣議決定された。

第3期科学技術基本計画は、第2期の3つの基本理念を踏まえつつ、科学技術の役割に対する期待が高まる一方で、特に若者の科学技術に対する関心が低下しているという現状を受けて、「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」、「人材育成と競争的環境の重視—モノから人へ、機関における個人の重視」の2点を基本姿勢としている。投資の総額については、厳しい財政状況を踏まえ、政府研究開発投資が対GDP比1%、名目GDPの平均成長率3.1%を前提として、2006年度から2010年度までの5年間の総額で、25兆円とすることとされた。

### (3) 総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会

総合科学技術会議は、2001年1月の中央省庁再編に伴い「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置された。総合科学技術会議の本会議の下には、専門的な知見を迅速に探るための専門調査会が設置されており、知的財産戦略専門調査会は、その一つとして2002年1月に設置され、2010年3月末までに44回開催された。

知的財産戦略専門調査会は、我が国全体として、研究開発投資の拡充に対応した成果の創出と確保を図り、国際競争力の強化に結びつけるため、知的財産の保護と活用に関する総合的な戦略について調査研究を行っている。

知的財産戦略専門調査会での検討内容は、「知的財産戦略について」等の標題で毎年取りまとめられ、本会議である総合科学技術会議での決定を経て、その内容が関係大臣に対して意見具申される。知的財産戦略専門調査会においては、大学等における知的財産管理体制やルールの整備、知的財産の管理・活用による産学官連携等の推進、知的財産人材の養成等、科学技術政策の観点から知的財産戦略に関する取組が取り上げられたほか、個別の課題について「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（2006年5月）や「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（2007年3月）等の指針が取りまとめられた。

## 2. 知的財産立国に向けた動き

### (1) 知的財産立国の気運の高まりと知的財産戦略会議の開催

我が国における知的財産立国の動きは、1996年12月から5回にわたり、特許庁において特許庁長官の私的懇談会として「21世紀の知的財産権を考える懇談会」が開催されるなど、1990年代後半から2000年代初頭にかけて活発になった。経済産業省では、我が国の国際的な競争力を高め、経済・社会全体を活性化することを目的とした「産業競争力戦略会議」を立ち上げ、知的財産戦略について議論し、報告書の中で知的財産の創造及び保護の重要性を提言した。また、今後の我が国の知的財産制度に関し、我が国企業による戦略的な活用を図る観点から、経済産業政策局と特許庁が中心となり、2001年10月から2002年6月にかけて「産業競争力と知的財産を考える研究会」が開催された。文部科学省においても、文化審議会著作権分科会において、著作権の制度設計の在り方の見直しが進められた。同時に、知的財産立国推進に向けた政治的な動きも活発になり、各党で知的財産に関する検討が進められた。

こうした動きの中で、2002年2月、内閣総理大臣が施政方針演説において、「我が国は、既に、特許権など世界有数の知的財産を有しています。研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進します。」と発言し、知的財産立国の必要性を訴えた。その後、2002年2月25日に内閣総理大臣決裁で知的財産戦略会議の開催を決定した。

知的財産戦略会議は、2002年3月10日を第1回として、2003年1月16日まで、計8回開催された。本会議は当初より、知的財産戦略大綱という基本方針を定めることを目標としており、知的財産戦略大綱には、①知的財産をめぐる現状と課題、②知的財産政策の基本的方向、③2005年度までの具体的行動計画（アクション・プラン）を示すという3点が念頭に置かれていた。知的財産戦略大綱の草案を作る場として、起草委員会を2002年4月16日から同年5月20日まで5回開催し、議論のたたき台を作成した。このたたき台を受け、2002年5月22日に開催された第3回会合において、知的財産戦略大綱の骨子を審議し、更に起草委員会の議論を2度経たのち、2002年7月3日の第5回会合において知的財産戦略大綱を決定した。知

的財産戦略大綱には、「知的創造サイクルの活性化という理念を国家目標とするとともに、関係府省の協力の下に知的財産戦略大綱を強力かつ着実に実施する機能と責任を有する『知的財産戦略本部（仮称）』を設置すること等を定める『知的財産基本法（仮称）』について、必要な検討を行った上で提出すべき」ことが明記された。その後、第6回会合からは、知的財産戦略大綱に対するフォローアップが会議の主たる議題となり、2002年11月に知的財産基本法が成立し、知的財産戦略本部の設置が決定したことを受け、知的財産戦略会議はその役割を終えた。

## (2) 知的財産基本法の成立と知的財産戦略本部の設置

第1回知的財産戦略会議において、多くの有識者委員から基本法の制定が必要であるとの指摘を受け、知的財産基本法について政府内で検討を行うこととなり、第2回会合に配布された、「知的財産戦略会議において議論すべき項目（案）」において、知的財産基本法が項目として掲げられ、起草委員会においても知的財産基本法の制定が必要という方針で一致した。

これを受け、政府は2002年7月5日、知的財産基本法案の策定を行う組織として、内閣官房副長官補を室長とする「知的財産基本法準備室」を設置した。さらに、知的財産基本法については、その重要性にかんがみ、可能な限り早急に成立させることが求められていたことから、2002年10月に法律案が知的財産戦略会議において了承され、その後、閣議決定を経て臨時国会に提出され、2002年11月に知的財産基本法が成立した。その後、知的財産基本法施行期日令が2003年2月25日に閣議決定され、同年3月1日に法律が施行となった。

知的財産戦略本部については上記のとおり、知的財産戦略大綱において、知的財産基本法にその設置を規定すべきとの内容が盛り込まれているが、第2回知的財産戦略会議において、知的財産戦略大綱でまとめた各施策を具体化するために、推進主体が必要であるという指摘を受け、設置について検討が進められていたものである。

知的財産戦略本部の副本部長は、法令上は明記されていないものの、内閣官房長官、科学技術政策担当大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣を充てることが2003年2月25日の閣議において決定された。併せて、同日の閣議において、知的財産戦略本部の事務を行う組織として、内閣官房内に知的財産戦略推進事務局を設置することが決定された。

2003年3月1日の知的財産基本法の施行に併せて、知的財産基本法準備室が知的財産戦略推進事務局へと改組された。スタッフは、事務局の設置と共に解散した知的財産基本法準備室のスタッフ7名に加え、事務局の設置と合わせて増員し、14名へと体制の強化が図られた。

## (3) 知的財産戦略本部の活動

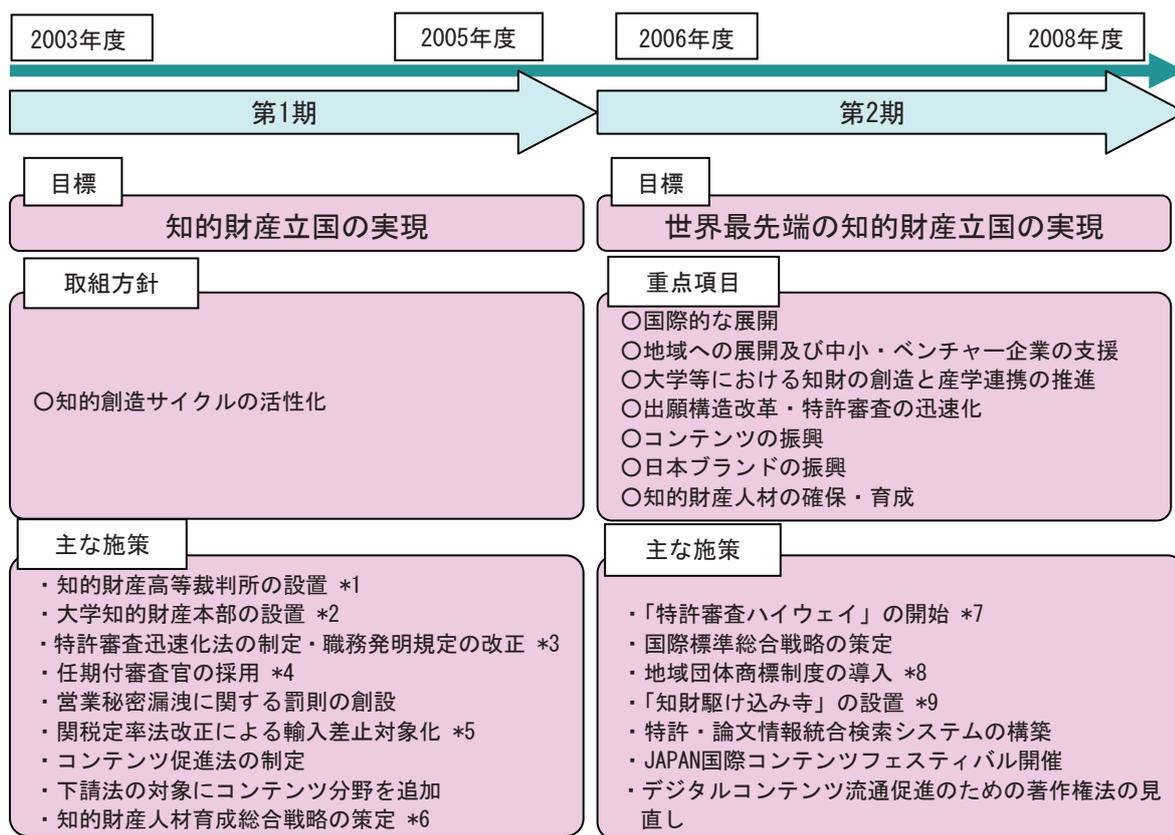
知的財産戦略本部は2003年3月18日を第1回として、2009年3月までに計24回、開催されている。本部が設置された2003年当初は月に1回程度の頻度で本部会合が開催され、2003年7月8日の第5回会合に「知的財産の創造、保護並びに活用に関する推進計画」が本部決定された。

この決定と併せて、知的財産戦略本部の下部組織として、知的財産戦略本部令に規定される「専門調査会」が設置された。2004年の計画以降は、知的財産戦略に係る重要事項については、まず専門調査会及び更にその下部に設置されるワーキンググループによって検討が進められ、本部がその検討内容を了解することで、毎年の計画に盛り込まれるという形になった。

専門調査会の設置とともに、本部の開催回数も縮小され、それまで月に1回程度であった開催回数が年に3回程度の頻度で開催されることとなった。具体的には、12月前後にその年の夏に発表された計画のフォローアップ、3月前後に次年度の計画の骨子の取りまとめ、6月前後に当該年度の計画（2004年から、「知的財産推進計画2004」と名称を変更）を公表するという位置づけとなった。

知的財産戦略本部においては、2003年の設置から、2009年度末時点で、3期（第1期：2003-2005年度、第2期：2006-2008年度、第3期：2009年度-）にわたって知的財産戦略を進めてきた。第1、2期に行われた主な施策等の概要を下図に示す。

### 【第1、2期知的財産戦略の概要】



(備考) \*1：第7章第2節参照。  
 \*3：第3章第1節6. 参照。  
 \*5：第10章第2節3. 参照。  
 \*7：第2章第3節2. (1) 参照。  
 \*9：第8章第2節2. (1) ⑥参照。

\*2：第1章第2節4. (3) 参照。  
 \*4：第5章第2節2. (1) 参照。  
 \*6：第9章参照。  
 \*8：第5章第4節6. 参照。

(資料) 第22回知的財産戦略本部会合資料に基づいて特許庁作成

### 3. 司法制度改革の進展<sup>1</sup>

我が国の司法制度改革は、長年にわたり法曹三者（裁判所、法務省、弁護士会）の協議という形で行われてきた。しかしながら、近年の社会情勢・経済情勢の大幅な変化の中、司法制度についても、国民の立場に立った変化が求められるようになった。

こうした情勢変化の中、司法制度改革審議会設置法案が1997年6月に可決・成立したことを受け、翌年7月、司法制度改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する司法制度改革審議会が内閣に設置された。同審議会における2年間計63回にわたる審議を経て、2001年6月に、①国民の期待に応える司法制度、②司法制度を支える法曹の在り方、③国民基盤の確立、を三つの柱とする最終意見が、内閣に提出された。これを受け、政府は2001年6月、司法制度改革推進のための法律案の早期成立と3年以内を目処に関係法案の成立を目指すことなどを規定した対処方針を、閣議決定した。

この対処方針を受けて同年11月に成立した司法制度改革推進法に基づき、司法制度改革を推進する組織として、内閣に司法制度改革推進本部が設置された。同本部では、有識者からなる検討会を設置し、知的財産や裁判員等、11項目の検討事項に関して検討を行った。

また、司法制度改革推進法において「司法制度改革推進計画」を定めることが規定されており、2002年3月19日に司法制度改革推進計画が閣議決定された。同計画では、司法制度改革に関し、政府が講ずべき措置の内容、実施時期、法案の担当省庁等が示されている。

同計画に従って、司法制度改革推進本部において関連法案の立案作業が進められ、2004年6月に「知的財産高等裁判所設置法案」及び「裁判所法等の一部を改正する法律案」が可決・成立したほか、同年12月までの間に、合計24本の関係法律案が可決・成立した。こうした一連の改革の後、司法制度改革推進本部は設置期限の2004年11月30日をもって解散した。

### 4. 産学連携の推進

#### (1) TLOによる技術移転

大学は、研究者の数及び研究資金の面から我が国の研究資源の多くを有しており、知的財産の創造におけるその役割に対しては大きな期待が寄せられていた。しかし、大学における研究成果が、当時は原則として教員個人に帰属していたこともあり、産業財産権の取得・活用状況は、大学の潜在能力に対する期待と比して必ずしも十分ではなかった。このような認識の下、1998年8月に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（TLO法）」が施行された。

TLO法は、「大学や国の試験研究機関等における技術に関する研究成果の効率的な技術移転を促進することにより、新たな事業分野の開拓、産業技術の向上、大学等の研究活動の

---

<sup>1</sup> 参考文献：松永邦男著（2004）『司法制度改革概説① 司法制度改革推進法／裁判の迅速化に関する法律』商事法務

活性化を図り、我が国の産業構造の転換の円滑化、国民経済の健全な発展、学術の進展に寄与することを目的」とし、大学における技術に関する研究成果を民間事業者に対して移転するため、文部科学大臣及び経済産業大臣から承認された事業者（承認TLO）に対し、国が助成金を交付するなどの支援を行うことを定めている。2010年3月末の時点で、47機関が承認されている。

TLO法が施行される以前は、大学の研究成果の活用は、主に教員個人の人脈や努力に依存していた。TLO法施行後は、承認TLOが教員個人に代わり、組織的かつ積極的に研究成果について情報発信を行い、大学の研究成果の活用が促進された。また、TLO法の施行により、大学教員と関係を有していなかった民間事業者も、大学の研究成果を利用するための公平な機会が得られるようになるなど、手続の透明性が向上した。

## (2) 産学官の連携

産学官連携の推進を担う第一線のリーダーや実務経験者が集い、実務上の課題を抽出し、研究協議、技術移転、情報交換、対話・交流などを行う産学官連携推進会議を、2002年から毎年、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、社団法人日本経済団体連合会及び日本学術会議が主催して<sup>1</sup>開催している。産学官連携の飛躍的な推進に向け具体的な解決策を取りまとめ、政策に反映させるとともに、企業や大学等の産学官連携活動において具体的に活用することにより、産学官連携の一層の推進を図ることが目的である。

また、累次の科学技術基本計画やその時々々のイノベーション政策の下で、産学官の連携を強化・推進するため、産業界、大学、研究機関、地方自治体等のトップが一堂に会し、対話・交流する「産学官連携サミット」が内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、日本経済団体連合会、日本学術会議の主催により、2001年から2010年までに8回開催されている。

## (3) 大学における産学連携体制の整備

2004年4月に国立大学の法人化を控え、社会貢献が教育・研究に加えて大学の「第三の使命」として位置づけられたことや、従来の個人帰属原則のもとでは研究成果の活用が必ずしも十分とはいえなかったことなどを考慮して、文部科学省が、大学等の研究成果を原則研究者個人に帰属するものとしていた従来の取扱いを、原則機関帰属とすることとした（2003年4月28日科学技術・学術審議会答申）。これにより、大学自らがその研究成果を知的財産権として権利化し、管理・活用に取り組む時代となった。

こうした状況を踏まえ、大学等における知的財産の戦略的な創出・取得・管理・活用を実施するため、文部科学省は、全学的な知的財産の管理・活用を図る「大学知的財産本部」を整備する事業を2003年度から2007年度まで実施した。また、本事業の一環として、2005年度には、知的財産本部を核として、大学内の研究リソースを結集し、組織的に産学官連携を推進するための総合的な体制である「スーパー産学官連携本部」事業が、2007年度に

---

<sup>1</sup> 第1回のみ内閣府、社団法人日本経済団体連合会及び日本学術会議が主催。

は、大学知的財産本部について国際機能の強化を図るべく、「国際的な産学官連携の推進体制」を整備する事業が行われた。この結果、事業の対象となった大学を中心に、知的財産の創出・管理活用までをワンストップ・サービスで行う知的財産の機関一元管理を原則とした全学的・横断的な基盤体制が構築された。さらに、2008年度から「産学官連携戦略展開事業」を実施して、大学等の知的財産戦略などが持続的に展開されるよう、主体的かつ多様な特色ある活動を支援している。

特許庁においても、知的財産管理体制が未整備又は構築途上である大学を対象に、知的財産管理体制の構築を支援するため、2002年に大学にアドバイザーを派遣する事業を開始し、2010年7月時点で延べ60大学に派遣している<sup>1</sup>。

こうした経緯を経て、2009年4月時点で、大学等の研究機関において計197機関で大学知的財産本部が設置されている。

## 5. 行政の組織再編

### (1) 省庁再編

1996年、国の行政機関の再編及び統合の推進に関する事項を調査審議する目的で、内閣総理大臣を会長として行政改革会議が発足した。その後、42回の会議を経て、1997年12月に最終報告案が取りまとめられた。

重要な国家機能を有効に遂行するにふさわしい簡素・効率的・透明な政府を実現することを目指し、最終報告案では、内閣機能の強化や、行政機能の減量（アウトソーシング）・効率化等と並んで、中央省庁再編が打ち出された。この最終報告を受け、1998年に中央省庁等改革基本法が、1999年には省庁改革関連法（省庁再編関係13本）が成立した。

その結果、2001年1月に新府省が発足することになった。

---

<sup>1</sup> 第8章第3節1. (1) 参照。

## 【旧省庁体制と新たな省庁編成】

旧省庁体制	新たな省庁編成
総理府	内閣府
国家公安委員会(警察庁)	国家公安委員会(警察庁)
金融再生委員会	防衛庁
総務庁	総務省
北海道開発庁	法務省
防衛庁	外務省
経済企画庁	財務省
科学技術庁	文部科学省
環境庁	厚生労働省
沖縄開発庁	農林水産省
国土庁	経済産業省
法務省	国土交通省
外務省	環境省
大蔵省	
文部省	
厚生省	
農林水産省	
通商産業省	
運輸省	
郵政省	
労働省	
建設省	
自治省	

(資料) 中央省庁等改革のホームページより

### (2) 独立行政法人制度

行政改革会議の最終報告案において、省庁再編と同時に、独立行政法人の創設が提案された。その目的は、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現するため、政策の企画立案機能と実施機能とを分離した上で、実施機能の一部について独立した法人にゆだねることによって効率性や質の向上、透明性の確保を図ることにあつた。具体的には、独立行政法人は、必ずしも国の直接の実施が必要でなくても、万が一実施されない場合に国民生活や社会経済の安定等に対する影響が著しい、一定の公共的性格を持つ事業を担うものとされた。

2001年4月には、国が直接行っていた事務・事業を実施させるため57の独立行政法人が設立された。その後、設立と廃止を経て2009年10月時点で98法人にまで増加している。

特許庁の関連では、2001年4月、工業所有権公報の収集及び閲覧等を担う独立行政法人として「工業所有権総合情報館」が設立された。なお、「工業所有権総合情報館」は、2004年1月に、名称を「工業所有権情報・研修館」に変更した。